

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

>

改正	現行
<p>平成24年9月3日 制定 (国空用第279号)                      平成24年10月9日 一部改正 (国空用第349号)                      平成25年10月17日 一部改正 (国空用第316号)                      平成27年2月3日 一部改正 (国空用第668号)  <u>平成28年10月13日 一部改正 (国空用第449号)</u></p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 飛行計画記入要領</p> <p>飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌(以下「AIP」という。)等で確認しなければならない。</p> <p>5. 1 (略)</p> <p>5. 2 飛行計画各項の記入</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第10項無線設備等装備の種類及び当該機器の性能、並びに当該航空機の能力</p> <p>a. 無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力 (第10項 a)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上記(4) a. (a)により記入した「N」又は「S」に続けて、次の表の使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する記号を記入する。</p>	<p>平成24年9月3日 制定 (国空用第279号)                      平成24年10月9日 一部改正 (国空用第349号)                      平成25年10月17日 一部改正 (国空用第316号)                      平成27年2月3日 一部改正 (国空用第668号)</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 飛行計画記入要領</p> <p>飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌(以下「AIP」という。)等で確認しなければならない。</p> <p>5. 1 (略)</p> <p>5. 2 飛行計画各項の記入</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 第10項無線設備等装備の種類及び当該機器の性能、並びに当該航空機の能力</p> <p>a. 無線通信、航行及び進入援助機器の種類並びに当該機器の性能、並びに当該航空機の能力 (第10項 a)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 上記(4) a. (a)により記入した「N」又は「S」に続けて、次の表の使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力に該当する記号を記入する。</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正		現 行	
記号	使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力	記号	使用可能な搭載機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力
A	GBAS着陸システム	A	GBAS着陸システム
B	LPV (APV with SBAS)	B	LPV (APV with SBAS)
C	LORAN C	C	LORAN C
D	DME	D	DME
E 1	FMC WPR ACARS	E 1	FMC WPR ACARS
E 2	D-FIS ACARS	E 2	D-FIS ACARS
E 3	PDC ACARS	E 3	PDC ACARS
F	ADF	F	ADF
G	GNSS	G	GNSS
H	HF無線電話	H	HF無線電話
I	慣性航法装置	I	慣性航法装置
J 1	CPDLC ATN VDL モード2	J 1	CPDLC ATN VDL モード2
J 2	CPDLC FANS 1/A HFDL	J 2	CPDLC FANS 1/A HFDL
J 3	CPDLC FANS 1/A VDL モードA	J 3	CPDLC FANS 1/A VDL モードA
J 4	CPDLC FANS 1/A VDL モード2	J 4	CPDLC FANS 1/A VDL モード2
J 5	CPDLC FANS 1/A SATCOM (INMARSAT)	J 5	CPDLC FANS 1/A SATCOM (INMARSAT)
J 6	CPDLC FANS 1/A SATCOM (MTSAT)	J 6	CPDLC FANS 1/A SATCOM (MTSAT)
J 7	CPDLC FANS 1/A SATCOM (I r i d i u m)	J 7	CPDLC FANS 1/A SATCOM (I r i d i u m)
K	MLS	K	MLS

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正

現行

L	I L S
M1	ATC <u>SATVOICE</u> 無線電話— <del>SATCOM</del> (I N M A R S A T)
M2	ATC <u>SATVOICE</u> 無線電話— <del>SATCOM</del> (M T S A T)
M3	ATC <u>SATVOICE</u> 無線電話— <del>SATCOM</del> (I r i d i u m)
O	V O R
<u>P1</u>	<u>C P D L C R C P 4 0 0</u>
<u>P2</u>	<u>C P D L C R C P 2 4 0</u>
<u>P3</u>	<u>S A T V O I C E R C P 4 0 0</u>
R	P B N 航行の許可
T	T A C A N
U	U H F 無線電話
V	V H F 無線電話
W	R V S M 航行の許可
X	M N P S 航行の許可
Y	8. 3 3 k H z チャンネル間隔能力を有するVHF
Z	その他搭載機器又は能力

注1～注4 (略)

- b. 監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力(第10項b)  
 (a) 次の表の使用可能な搭載監視機器の種類及び当該機器の性能に該当する記号を最大20文字以内で記入する。

L	I L S
M1	ATC無線電話 SATCOM(I N M A R S A T)
M2	ATC無線電話 SATCOM (M T S A T)
M3	ATC無線電話 SATCOM (I r i d i u m)
O	V O R
<u>新規</u>	<u>新規</u>
<u>新規</u>	<u>新規</u>
<u>新規</u>	<u>新規</u>
R	P B N 航行の許可
T	T A C A N
U	U H F 無線電話
V	V H F 無線電話
W	R V S M 航行の許可
X	M N P S 航行の許可
Y	8. 3 3 k H z チャンネル間隔能力を有するVHF
Z	その他搭載機器又は能力

注1～注4 (略)

- b. 監視機器の種類及び当該機器の性能並びに当該航空機の能力(第10項b)  
 (a) 次の表の使用可能な搭載監視機器の種類及び当該機器の性能に該当する記号を最大20文字以内で記入する。

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>表 (略)</p> <p>注1 上記以外の監視機器を搭載しているときは、第18項(その他の情報)に「SUR/」及びそれに続けて監視機器の名称を明記する。</p> <p><u>注2 RSPが適用可能な場合は、第18項(その他の情報)に「SUR/」及びそれに続けてRSPの種別を明記する。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 第18項 その他の情報 次に掲げるところにより、記入する。なお、次に掲げるもの以外で「/」及び「-」の記号を使用してはならない。</p> <p>a. ～ b. (略)</p> <p>注1 (<u>u+</u>) ア.～シ. については順序は問わない。</p> <p>注2 (略)</p> <p>(a) 航空交通業務上特別の処理を必要とする理由 航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「STS/」及びそれに続けて次に掲げる表のうち該当する記号を記入する。なお、2以上の理由がある場合には、1字をあけて記入する。)</p> <p>表 (略)</p> <p>注1 上記以外の理由で航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「RMK/」及びそれに続けて5. 2 (8) b. (<u>u+</u>) シ. 「機長が航空交通業務に関し必要と認める事項」としてその理由を記入する。</p> <p>注2 (略)</p> <p>(b)～(g) (略)</p>	<p>表 (略)</p> <p>注 上記以外の監視機器を搭載しているときは、第18項(その他の情報)に「SUR/」及びそれに続けて監視機器の名称を明記する。</p> <p><u>新規</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 第18項 その他の情報 次に掲げるところにより、記入する。なお、次に掲げるもの以外で「/」及び「-」の記号を使用してはならない。</p> <p>a. ～ b. (略)</p> <p>注1 (t) ア.～シ. については順序は問わない。</p> <p>注2 (略)</p> <p>(a) 航空交通業務上特別の処理を必要とする理由 航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「STS/」及びそれに続けて次に掲げる表のうち該当する記号を記入する。なお、2以上の理由がある場合には、1字をあけて記入する。)</p> <p>表 (略)</p> <p>注1 上記以外の理由で航空交通業務上特別の処理を必要とする場合は、「RMK/」及びそれに続けて5. 2 (8) b. (t) シ. 「機長が航空交通業務に関し必要と認める事項」としてその理由を記入する。</p> <p>注2 (略)</p> <p>(b)～(g) (略)</p>

改 正	現 行
-----	-----

(h) RSPの種別

RSPが適用可能な場合、「SUR/」及びそれに続けてRSPの種別（2種類以上のRSPの種別を有する場合は1字あけて）を記入する。ただし、上記（g）の記入を行った場合は、「SUR/」を省略し、記入されている項目から1字あけるものとする。

(i~~h~~) 出発飛行場名

第13項の出発飛行場名に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEP/」及びそれに続けて当該出発地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び出発飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。

なお、出発飛行場名に代えて当該出発地の位置を記載する場合は、次に掲げるところにより、記入する。

ア．緯度及び経度で表示する場合、緯度を表わす数字（4桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び北緯を示す記号「N」又は南緯を示す記号「S」並びに経度を表わす数字（5桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び東経を示す記号「E」又は西経を示す記号「W」をこの順に続けて記入する。

イ．特定地点からの方位及び距離で表示する場合、当該地点のAIP等で公示する記号、当該地点からの磁方位（3桁の数字で度により1の位まで表示するものとする。）及び距離（3桁の数字で海里により1の位まで表示するものとする。）を順に記入する。

(j~~+~~) 目的飛行場名

新規

(h) 出発飛行場名

第13項の出発飛行場名に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEP/」及びそれに続けて当該出発地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び出発飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。

なお、出発飛行場名に代えて当該出発地の位置を記載する場合は、次に掲げるところにより、記入する。

ア．緯度及び経度で表示する場合、緯度を表わす数字（4桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び北緯を示す記号「N」又は南緯を示す記号「S」並びに経度を表わす数字（5桁の数字で分の単位まで表示するものとする。）及び東経を示す記号「E」又は西経を示す記号「W」をこの順に続けて記入する。

イ．特定地点からの方位及び距離で表示する場合、当該地点のAIP等で公示する記号、当該地点からの磁方位（3桁の数字で度により1の位まで表示するものとする。）及び距離（3桁の数字で海里により1の位まで表示するものとする。）を順に記入する。

(i) 目的飛行場名

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>第16項の目的飛行場に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEST/」及びそれに続けて当該目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を目的地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、目的飛行場名に代えて当該目的地の位置を記載する場合には、上記h)のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p><u>(k-)</u> 出発日</p> <p>移動開始時刻が24時間以降の飛行計画を提出する場合には、「DOF/」及びそれに続けて出発年月日（年については西暦の下2桁、月及び日についてはそれぞれ2桁で表すこととする。）を記入する。</p> <p><u>(l-)</u> 航空機の国籍記号及び登録記号</p> <p>第7項に記入した航空機識別と航空機の国籍記号及び登録記号が異なる場合については、「REG/」及びそれに続けて当該航空機の国籍記号及び登録記号を記入する。</p> <p><u>(m-)</u> 特定地点までの時間</p> <p>当局又は地区協定により要求される場合については、「EET/」及びそれに続けて要求された地点又はFIRの境界を示すICAO4文字地点略号、及び離陸してから当該地点に至るまでの所要時間を記入する。</p> <p><u>(n-)</u> セルコールコード</p> <p>外国FIRを飛行する航空機又は航空路G581を飛行する航空機は、「SEL/」及びそれに続けて当該航空機のセルコールコードを記入する。</p> <p><u>(o-)</u> 航空機の数及び型式</p> <p>第9項に「ZZZZ」を記入した場合は、次に掲げるところにより、航空機</p>	<p>第16項の目的飛行場に「ZZZZ」を記入した場合は、「DEST/」及びそれに続けて当該目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を目的地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、目的飛行場名に代えて当該目的地の位置を記載する場合には、上記h)のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p>(j) 出発日</p> <p>移動開始時刻が24時間以降の飛行計画を提出する場合には、「DOF/」及びそれに続けて出発年月日（年については西暦の下2桁、月及び日についてはそれぞれ2桁で表すこととする。）を記入する。</p> <p>(k) 航空機の国籍記号及び登録記号</p> <p>第7項に記入した航空機識別と航空機の国籍記号及び登録記号が異なる場合については、「REG/」及びそれに続けて当該航空機の国籍記号及び登録記号を記入する。</p> <p>(l) 特定地点までの時間</p> <p>当局又は地区協定により要求される場合については、「EET/」及びそれに続けて要求された地点又はFIRの境界を示すICAO4文字地点略号、及び離陸してから当該地点に至るまでの所要時間を記入する。</p> <p>(m) セルコールコード</p> <p>外国FIRを飛行する航空機又は航空路G581を飛行する航空機は、「SEL/」及びそれに続けて当該航空機のセルコールコードを記入する。</p> <p>(n) 航空機の数及び型式</p> <p>第9項に「ZZZZ」を記入した場合は、次に掲げるところにより、航空機</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>の数又は型式を記入する。</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p><u>(p-φ)</u> 運航者略号又は運航者名</p> <p>第7項に記入した航空機識別がICAO3文字略号により表示されていない場合については、「OPR/」及びそれに続けてICAO3文字略号を記入する。</p> <p>ただし、ICAO3文字略号が登録されていない運航者が外国FIRを航行する場合は、当該運航者名を記入し、福岡FIR内のみを航行する場合は、AIPに公示されている運航者略号を記入する。</p> <p><u>(q-φ)</u> 飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先専用通信回線により通報した飛行計画であって、その通報の発信者のAFTNアドレスが飛行計画に関する問い合わせ先と異なる場合、「ORGN/」及びそれに続けて飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先を記入する。</p> <p><u>(r-φ)</u> 代替目的飛行場名</p> <p>第16項の代替目的飛行場に「ZZZZ」を記入した場合は、「ALTN/」及びそれに続けて当該代替目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び代替目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、代替目的飛行場名に代えて当該代替目的地の位置を記載する場合には、上記<u>(i-φ)</u>のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p><u>(s-φ)</u> 途中経路における代替飛行場名</p> <p>必要に応じ、「RALT/」及びそれに続けて途中経路における代替飛行場</p>	<p>の数又は型式を記入する。</p> <p>ア. ～イ. (略)</p> <p>(o) 運航者略号又は運航者名</p> <p>第7項に記入した航空機識別がICAO3文字略号により表示されていない場合については、「OPR/」及びそれに続けてICAO3文字略号を記入する。</p> <p>ただし、ICAO3文字略号が登録されていない運航者が外国FIRを航行する場合は、当該運航者名を記入し、福岡FIR内のみを航行する場合は、AIPに公示されている運航者略号を記入する。</p> <p>(p) 飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先専用通信回線により通報した飛行計画であって、その通報の発信者のAFTNアドレスが飛行計画に関する問い合わせ先と異なる場合、「ORGN/」及びそれに続けて飛行計画に関する問い合わせ先のAFTNアドレス又は連絡先を記入する。</p> <p>(q) 代替目的飛行場名</p> <p>第16項の代替目的飛行場に「ZZZZ」を記入した場合は、「ALTN/」及びそれに続けて当該代替目的地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）のICAO4文字地点略号の下3桁、ピリオド及び代替目的飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名も含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、代替目的飛行場名に代えて当該代替目的地の位置を記載する場合には、上記h)のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p>(r) 途中経路における代替飛行場名</p> <p>必要に応じ、「RALT/」及びそれに続けて途中経路における代替飛行場</p>

改 正	現 行
<p>の I C A O 4 文字地点略号を記入する。</p> <p>ただし、I C A O 4 文字地点略号の指定がない場合は、当該途中経路における代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）の I C A O 4 文字地点略号の下 3 桁、ピリオド及び途中経路における代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、途中経路における代替飛行場名に代えて当該途中経路の代替地の位置を記載する場合には、上記 <u>(i-h)</u> のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p><u>(t-s)</u> 離陸代替飛行場名</p> <p>必要に応じ、「T A L T /」及びそれに続けて離陸代替飛行場の I C A O 4 文字地点略号を記入する。</p> <p>ただし、I C A O 4 文字地点略号の指定がない場合は、当該離陸代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）の I C A O 4 文字地点略号の下 3 桁、ピリオド及び離陸代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、離陸代替飛行場名に代えて当該離陸代替地の位置を記載する場合には、上記 <u>(i-h)</u> のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p>注 離陸代替飛行場</p> <p>出発地を離陸後、出発地に引き返すことができないような場合のために選定する代替飛行場をいう。</p> <p><u>(u+)</u> その他</p>	<p>の I C A O 4 文字地点略号を記入する。</p> <p>ただし、I C A O 4 文字地点略号の指定がない場合は、当該途中経路における代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）の I C A O 4 文字地点略号の下 3 桁、ピリオド及び途中経路における代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、途中経路における代替飛行場名に代えて当該途中経路の代替地の位置を記載する場合には、上記 h) のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p>(s) 離陸代替飛行場名</p> <p>必要に応じ、「T A L T /」及びそれに続けて離陸代替飛行場の I C A O 4 文字地点略号を記入する。</p> <p>ただし、I C A O 4 文字地点略号の指定がない場合は、当該離陸代替地を管轄する空港事務所（海上又は海上の船舶を出発地とする航空機については、当該航空機の飛行計画を通報した空港事務所又は当該航空機の飛行計画を通報した空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所在地を管轄区域とする空港事務所のことをいう。）の I C A O 4 文字地点略号の下 3 桁、ピリオド及び離陸代替飛行場名（場外離着陸場を表わす名称及び地名を含む。）を順に記入する。</p> <p>なお、離陸代替飛行場名に代えて当該離陸代替地の位置を記載する場合には、上記 h) のア. 又はイ. のいずれかによる。</p> <p>注 離陸代替飛行場</p> <p>出発地を離陸後、出発地に引き返すことができないような場合のために選定する代替飛行場をいう。</p> <p>(t) その他</p>



飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>「RMK/」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入する。この場合、各項目間は1字あけるものとする。</p> <p>ア. —第7項に記入した航空機識別が当該航空機の無線呼出符号を7文字以内に省略した場合については、「CALL=」及びそれに続けて省略前の当該無線呼出符号を記入する。</p> <p>イ. ～ス. (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>附則(平成24年9月3日国空用第279号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。</p> <p>附則(平成24年10月9日国空用第349号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>附則(平成25年10月17日国空用第316号)</p> <p>1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。</p>	<p>「RMK/」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入する。この場合、各項目間は1字あけるものとする。</p> <p>ア 第7項に記入した航空機識別が当該航空機の無線呼出符号を7文字以内に省略した場合については、「CALL=」及びそれに続けて省略前の当該無線呼出符号を記入する。</p> <p>イ. ～ス. (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>附則(平成24年9月3日国空用第279号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。</p> <p>附則(平成24年10月9日国空用第349号)</p> <p>1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。</p> <p>附則(平成25年10月17日国空用第316号)</p> <p>1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。</p> <p>2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあつては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>附則（平成27年2月3日国空用第668号）</p> <p>1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則（平成28年10月13日国空用第449号）</u></p> <p><u>1. 本要領は、平成28年11月10日から施行する。</u></p>	<p>附則（平成27年2月3日国空用第668号）</p> <p>1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p><u>新規</u></p>